

48 日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的造り」がユネスコ無形文化遺産に登録

○ 登録無形文化財登録

➤ 令和3年12月 「伝統的造り」を登録無形文化財に登録（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

○ 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバコウじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

○ 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

○ ユネスコ無形文化遺産への提案・登録

➤ 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）

➤ 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合

➤ 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表

➤ 令和6年12月 ユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定

○ 「伝統的造り」に関する各種周知広報事業

➤ 国内外における「伝統的造り」シンポジウムの開催のほか、ALT等向けの酒蔵見学ツアーを開催する等、様々な周知広報事業を実施



（国内でのシンポジウムの模様）



（ALT等向け酒蔵見学ツアーの模様）



（海外でのシンポジウムの模様）

※ALT：小中学校等の外国語指導助手

